

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（八訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

- ① 屋内で多数の人（※3）が集まるイベントについては、原則として中止または延期するものとする。
- ② 食事を提供するイベントについては、原則として中止または延期するものとする。
- ③ 上記①②以外の事業については、下記(ア)に記載するイベントの特性から考えられるリスクの度合いを踏まえ、下記(イ)の措置を講じ、必要に応じ事業規模の見直しを図った上で実施するものとする。

(ア) リスクの度合い

- ・参加者の特性（高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦、市外からの観光客等）
- ・開催規模（参加人数）
- ・開催場所（屋外・屋内、換気の状態、広さや密度、閉鎖空間）
- ・開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ・大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話の有無

(イ) 感染予防対策等の措置内容

- ・「流行地域（※4）の人等」（※5）及び発熱や咳等の呼吸器症状がある人に対する参加の自粛要請
- ・手洗いの徹底や咳エチケットの励行
- ・会場入り口等に手指消毒用アルコールを設置
- ・こまめな換気（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導を行い、3密（密閉・密集・密接）を回避

(2) 本市が共催、後援等を行う事業について

前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

(1) 施設の運営にあたっては、適切な感染予防対策（手指消毒用アルコールの設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。

(2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする。（別紙参照）

- ① 適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染予防対策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
- ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用する場合には、感染予防対策の徹底を要請するものとする。
- ③ 休館中の施設においては、適用期間以降のものも含め、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設利用料は全額返金することとする。（適用期間以降のものについても対象とする。）
- ⑤ 施設利用者に対しては、感染予防対策の励行を呼びかけるものとする。

4 職員の出張等

- (1) 流行地域へのお出張命令については、行わないものとする。
- (2) 国内へのお出張命令については、原則として行わないものとする。
- (3) 本市職員は、私用により旅行することは控えるものとする。

5 適用期間

当ガイドラインの適用は、5月31日（日）までとし、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

- ※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。
- ※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。
- ※3 「多数の人」とは、概ね50人以上を目安とする。
- ※4 「流行地域」とは、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域等（国が指定する緊急事態措置を実施すべき区域を含む）をいう。
- ※5 「流行地域の人等」とは、感染者と14日以内に接触歴のある人または流行地域へ旅行・居住している人で、流行地域外へ移動してから14日以内の人をいう。